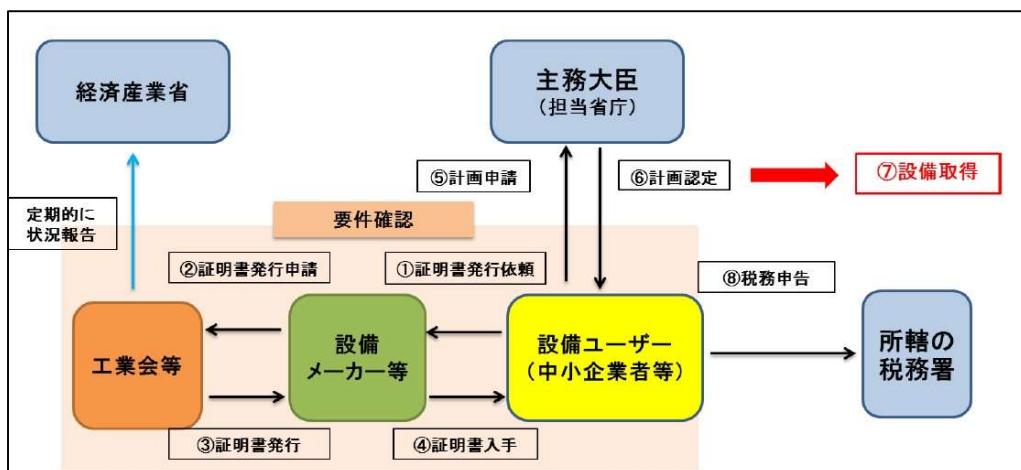


(別紙 1) 中小企業経営強化税制に係る証明業務について

【制度の概要】

中小企業等経営強化法は、中小企業が申請した経営力向上計画を主務大臣が認定すると税制・金融等の政策支援が受けられることを定めています。

中小企業庁は、税制の適用に関して 4 つの類型 (A～D 類型) を設けていますが、このうち、A 類型では、「生産性向上設備」の要件を具備した設備等 (以下「対象設備」) であることを関連の工業会等が確認して、証明書発行 (下図の③) を行っています。



中小企業経営強化税制 A 類型の手続きスキーム図 (中小企業庁資料¹から引用)

【JISAによる証明の位置づけ】

中小企業庁は、対象設備について専門的見地に基づく証明書交付を実施するために、設備毎に約 150 の工業会等を選定しています。JISA は、平成 29 年 4 月より本制度においてソフトウェアに関する唯一の業界組織として、一手に証明事務を担当してまいりました。

証明書は申請されるソフトウェアが所定の機能要件等を満たした場合に交付します。

【対象となるソフトウェアの概要】

本制度の対象となるソフトウェアの主な要件は以下のとおりです。

- 販売開始時期 : 5 年以内
- 最低価額 : 70 万円以上 (1 台 1 基又は一の取得価額)
- 用途 : 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

【証明書発行実績 (令和 5 年度)】

令和 5 年度 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日) は、2,652 枚発行しました。

¹ 中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」(4 ページ)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf